

議案第八十八号

三朝町財産評価審議会設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町財産評価審議会設置条例の一部を改正することについて
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

写

三朝町条例第

号

三朝町財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例

三朝町財産評価審議会設置条例（昭和四十四年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「その指名」を「会長が指名」に改める。

第七条第二項中「公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和二十九年三朝町条例第二十八号）第二条の規定による実費を弁償するものとする」を「証人等の実費弁償に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第 号）第二条の規定による旅費を支給するものとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。